

(17) 「幼稚園における2歳児受け入れに関する調査研究」調査のまとめ
(平成18年1月31日 全国幼稚園教育研究協議会) (抄)

Ⅲ 幼稚園における2歳児保育の課題

2. 2歳児保育の課題

(1) 2歳児の発達と集団

視察園では、一クラス14名～19名の幼児数であり、中には3歳児との混合学級もあった。今回の視察で一斉に歌や踊り、絵を描くなどを保育者から促して活動している時間の中では、幼児は保育者のことばと動きを見て、言われたとおりに動くことのみで終わっている状況がある。その間、指しゃぶりをしたり、手足をいじったりして落ち着きのない姿が見られた。一見集団活動が行われているように見えるが、幼児同士のかかわりの質を見ると、「集団を通じた教育」として幼児同士がかかわり合って遊ぶ姿は見られない。

2歳児発達の特徴として、複数名の幼児が同じ場を共有して並行的に遊ぶ中で、保育者との一対一の関係から派生して、幼児同士が同じ活動と同じ場でやっているという状況である。3歳児同士のようにかかわり合う、見合う、模倣し合うという関係ではない。

したがって2歳児においては、3歳児以上の教育とは異なる質の保育を行うことが求められる。2歳児は個々への対応が特に要求され、安定した情緒やゆったりした生活が求められるだけに、きめ細かな養育ができるよう幼児の人数に応じた2歳児の保育者数の検討が必要ではないかと思われる。(中略)

(2) 保育内容と援助の現状から

(中略) 自立に向かっているこの2歳児ではあるが、入園した当初はまだオムツ使用が半数以上を占め、身の回りのことも大人の介助なくては一人ではできないのが現状である。(中略)

2歳児保育では、毎日の繰り返しの中で、幼児の発育、発達状態などに応じた養護的側面の保育内容が重要である。(中略)

(5) 研修の必要性

(中略) 保育者の専門性としても3歳以上と3歳未満児では異なる知識がさらに必要とされることも考えておかなければならない。

Ⅳ 幼稚園内の施設における2歳児保育の在り方

1. 基本的な考え方

(2) 幼稚園内の施設における2歳児保育の基本的な考え方

幼稚園は、学校教育法に基づく学校であり、満3歳児から小学校入学の始期までの幼児を対象にして、意図的、計画的な教育を行う場である。幼稚園教育では、同年代の幼児との集団生活の中で、幼児の主体的な活動としての遊びを重要な学習として取り上げ、遊びを通してねらいを総合的に身につける指導をする。すなわち、幼稚園教育における教師の役割は、幼児の主体的な活動を促すために計画的に環境を構成し、さらに幼児の活動にそって様々な役割を果たしながら、幼児の主体的な活動の中で、幼児自らが発達に必要な経験が得られるように、組織的・継続的な指導を行うことである。

こうした主体的な活動を通して教育を行うことが可能となる前提には、幼児が自ら環境とかかわり活動を生み出す、様々なイメージをわかしそれらを実現させながら活動に取り組む、そのイメージを友達と共有して楽しむなどの「遊びを創り出す力」をもっていることがあげられる。この意味で、現行の幼稚園教育では、教育の対象を満3歳からとしている。

したがって、大人への依存度が高い2歳児を幼稚園内の施設に受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育をそのまま当てはめていくことは、適切ではない。2歳児特有の発達を踏まえた保育を展開し、その成果を3歳児以降の教育につなげていくことが大切である。(以下略)

(18) 「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」(平成19年3月31日初等中等教育局長通知)(抄)

満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めからの幼稚園での受け入れについては、今後は、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受け入れという形態に変更することにより進めることとしています。

(別添2)幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点(抄)

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受け入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。

(中略)

4 子育て支援としての受け入れの内容等

(1)2歳児の受け入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受け入れに従事する者との一対一の間関係を基本とし、幼児同士が同じ活動を同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。

(19) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助の概要

平成21年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

	(対前年度)
21年度予算額	20,397百万円(+1,185百万円)
20年度予算額	19,212百万円

事業の概要

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。
(補助率：1/3以内)

21年度予算のポイント

- 対前年度予算額 11億9千万円増額 ⇒ 予算額総額204億円
- 対象園児1人当たりになると 平均4,700円増額 (年額)

具体的な改善の内容

(1) 私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】

保護者負担の一層の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	146,200円 → 153,500円 (7,300円増)
II 市町村民税所得割非課税世帯 (年収290万円以下)	110,800円 → 116,300円 (5,500円増)
III 市町村民税所得割課税額(34,500円以下) (年収360万円以下)	84,200円 → 88,400円 (4,200円増)
IV 市町村民税所得割課税額(183,000円以下) (年収680万円以下)	59,200円 → 62,200円 (3,000円増)

※保育料から補助単価を差し引いた額が保護者の実負担額(保育料の全国平均は294,000円)
※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

(2) 第2子以降の保護者負担の軽減

兄弟姉妹のいる家庭の負担軽減を図るため、第2子以降の保護者負担を軽減する。

・兄・姉が幼稚園児	第2子	0.7 → <u>0.5</u> (半額)
	第3子以降	0.2 → <u>0.0</u> (無償)
・兄・姉が小1～3	第2子	0.9 → 0.9
	第3子以降	0.8 → <u>0.0</u> (無償)

※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合

(20) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金における保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

I 「第1子」または「兄・姉が幼稚園児の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 294,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	153,500円	140,500円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	224,000円	70,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	163,300円	177,700円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	206,000円	88,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	88,400円	205,600円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	192,000円	102,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	62,200円	231,800円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	179,000円	115,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	57,000円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	49,000円	28,000円(0.5)	
		第3子以降	77,000円		

補助額	保護者負担額
-----	--------

※表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児および小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の園児をいう。
 ※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている(以下同じ)。
 ※保護者負担額の()書きは、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子及び第3子以降の負担割合(以下同じ)。

II 「兄・姉が小学校1年生～3年生の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 294,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	168,000円	126,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	135,000円	159,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	110,000円	184,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	87,000円	207,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	26,000円	51,000円(0.9)	
		第3子以降	77,000円		

補助額	保護者負担額
-----	--------

※表中の「第1子」は、兄・姉となる小学校1年生～3年生の児童(当該学齢と同学齢の児童を含む。)であり、就園奨励費の支給対象とならない。

(21) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）
 （抄）

（交付の対象及び補助率等）

第3条 文部科学大臣は都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、
 次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) (略)

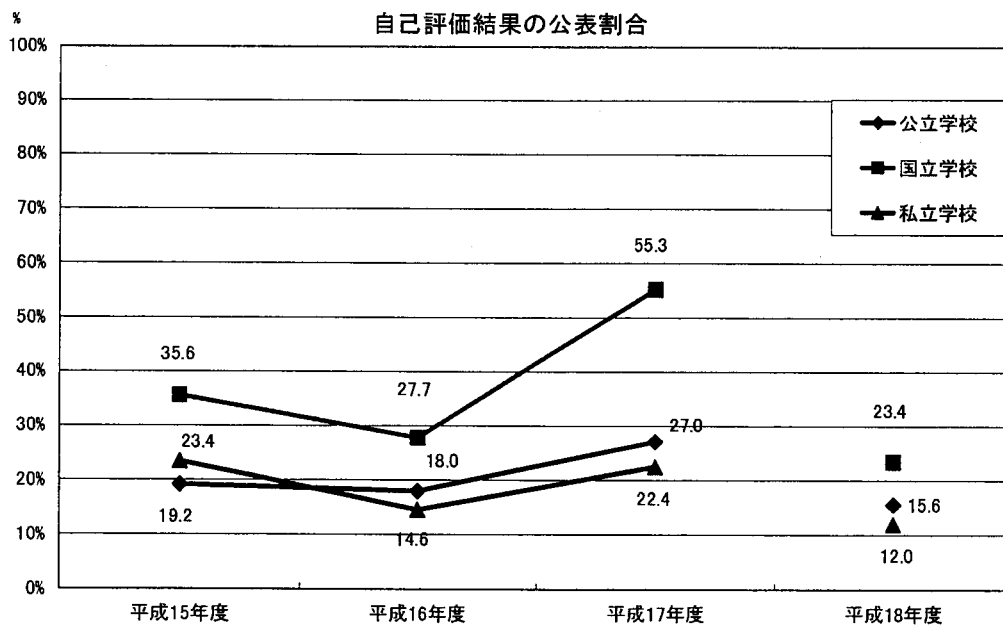
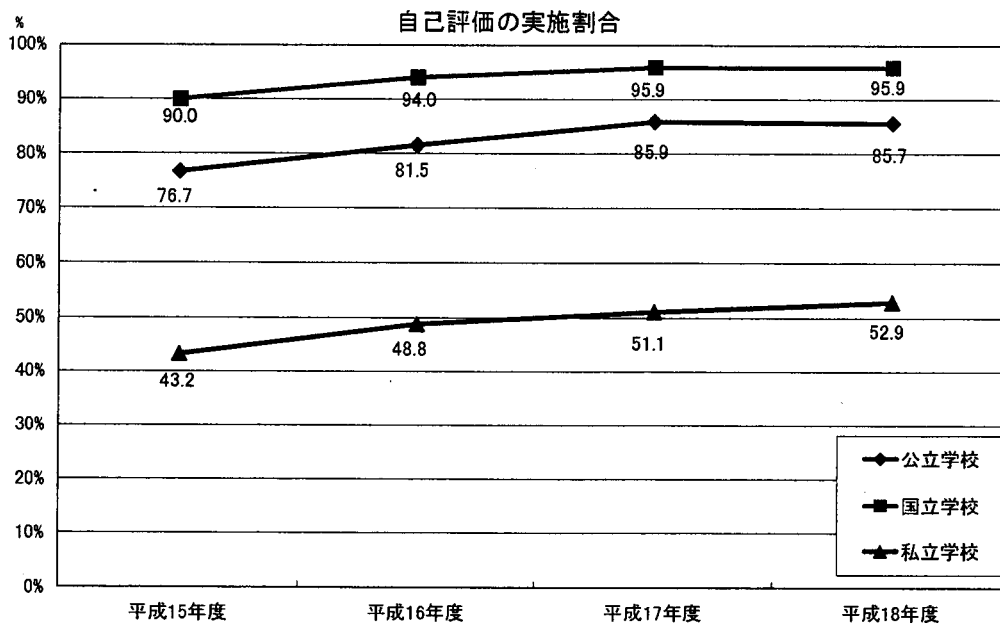
(2) 当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関し
 て市町村が行う就園奨励事業

2 補助対象経費及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

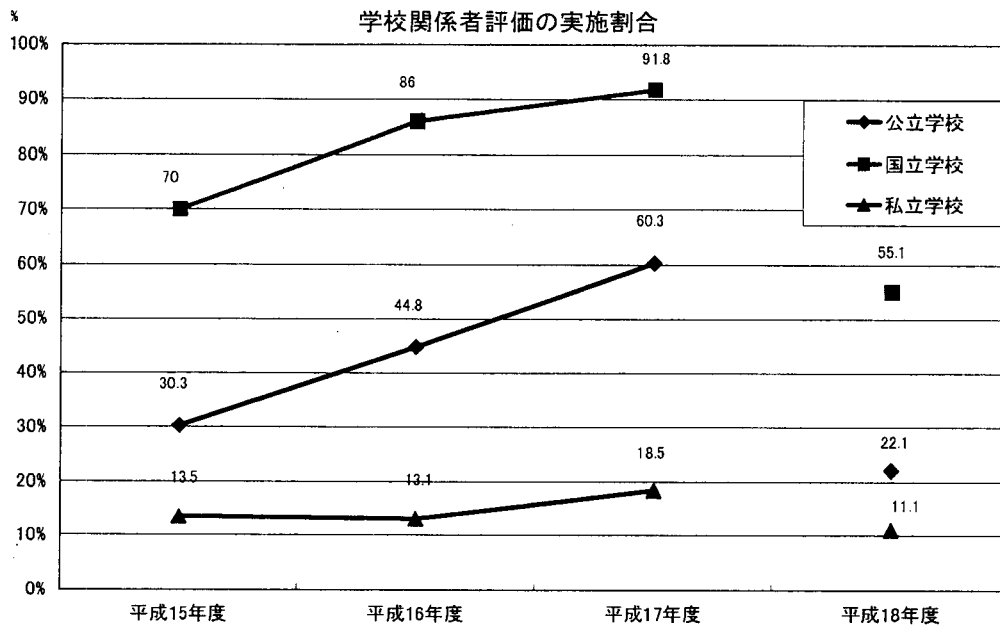
補助対象経費	補助率	区 分
入園料，保育料の合計額	3分の1以内	① 下記②及び③以外の都道府県及び市町村
	4分の1以内	② 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値（財政力指数）の、交付決定年度の前々年度までの3か年の平均値（以下「平均財政力指数」という。）が1.00を超える指定都市
	4分の1以内	③ 特別区

3 (略)

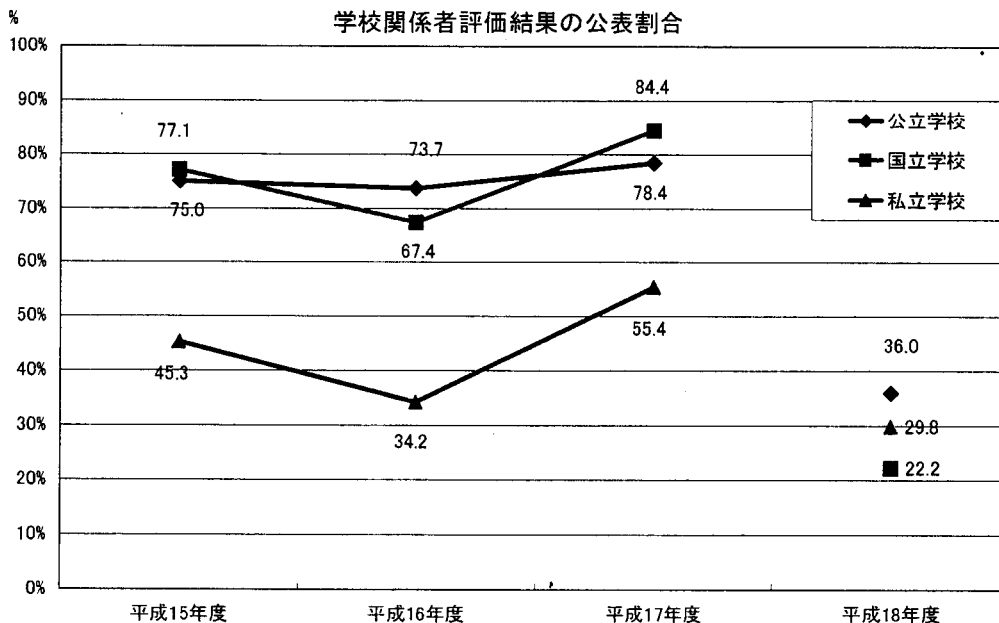
(22) 幼稚園における学校評価の実施状況



自己評価実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成15～17年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。

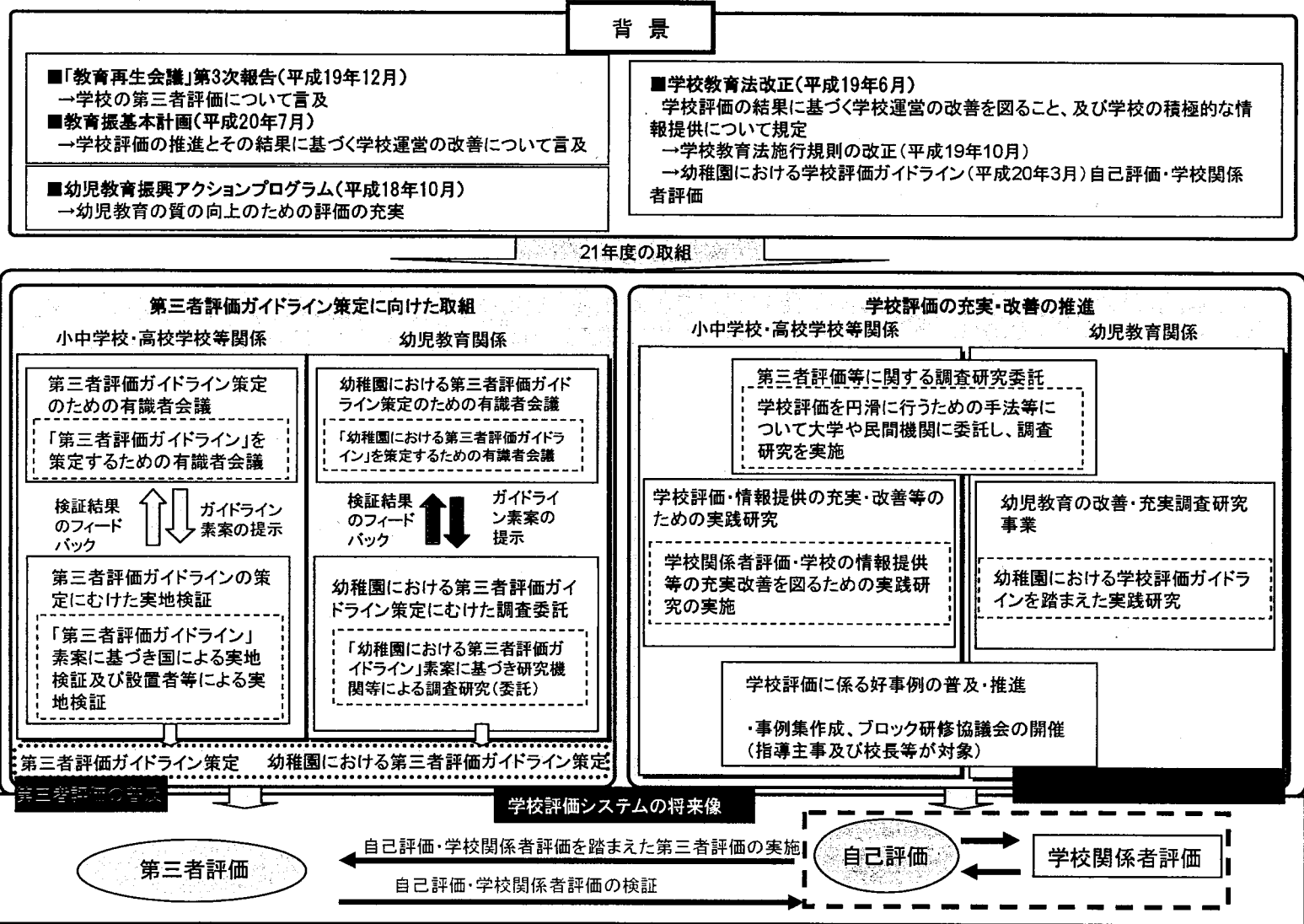


平成 15～17 年度は、外部(学校評議員、PTA 役員、地域住民、有識者等)評価及び外部アンケート等(適切な自己評価のために、アンケートや懇談会等を活用して児童生徒、保護者、地域住民からの具体的な意見や要望、授業評価などを把握すること)の実施状況。平成 18 年度は、学校関係者(保護者や地域住民などの学校関係者)評価の実施状況。



平成 15～17 年度は、外部評価及び外部アンケート等実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成 18 年度は学校関係者評価実施園のうちその結果を公表園の割合。なお、平成 15～17 年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。

(23) 「幼稚園における学校評価」今後の方向性

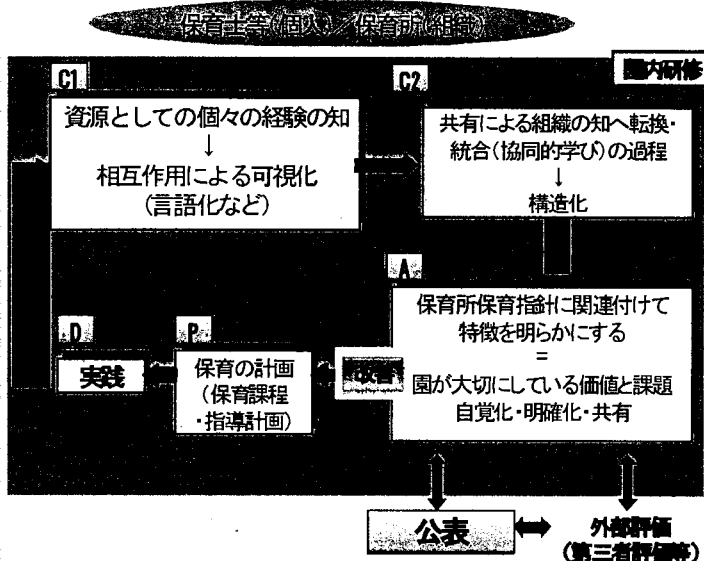


(24) 保育所における自己評価

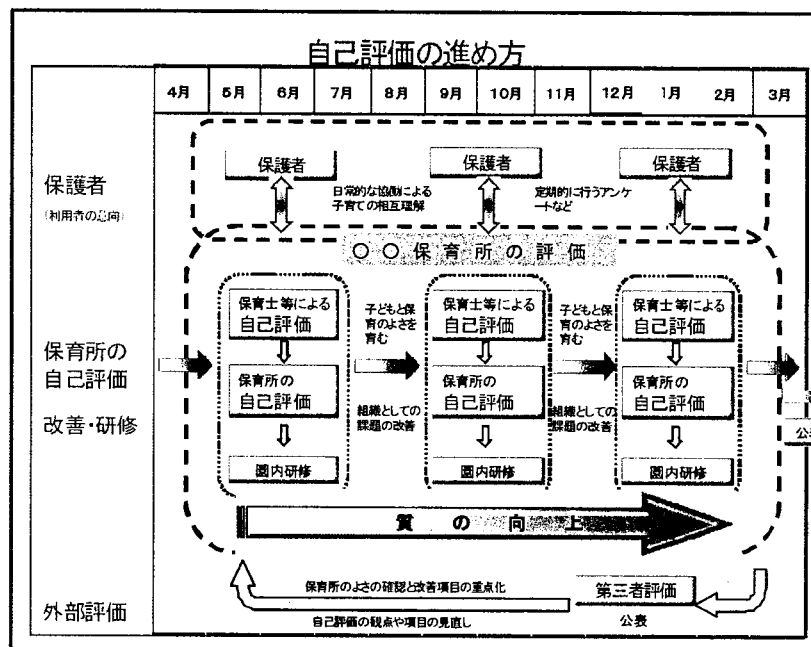
保育所における自己評価の背景

- **保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）**
 保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等
- **社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価**
- **保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における自己評価の推進と評価の充実**
 （自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル



自己評価の進め方



「保育所における自己評価ガイドライン」より

(25) 過去の幼児教育の義務教育化に関する中央教育審議会の答申

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について
(昭和46年6月11日中央教育審議会答申)(抄)

1 人間の発達過程に応じた学校体系の開発

現在の学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するため、その第一歩として次のようなねらいをもった先導的な試行に着手する必要がある。

(1) 4、5歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼年期の教育効果を高めること。

(中略)

教育の機会均等をいっそう徹底するため、就学前教育および後期中等教育の段階まで義務教育の年限を拡張すべきだとの意見がある。本審議会としては、国民に就学の義務を課することは、その教育の目標とするものが全国民の教育として必須のものであり、すべての者に例外なくその履修を求める必要があり、その実施によって就学上・財政上その他の点に重大な支障が生じない場合に限るべきであると考え。したがって、就学前教育については、将来、その普及と内容の充実および基本構想Ⅰの1による先導的試行の成果を見定めたうえで、これを義務教育とする必要性と可能性を検討すべきであるが、後期中等教育の段階は、一律に就学の義務を課するよりも、さまざまな教育の機会を確保するとともに、その就学のための諸条件を整備することによって、その趣旨の実現をはかるのが先決であると考え。

新しい時代の義務教育を創造する

(平成17年10月26日中央教育審議会答申)(抄)

○ このほか、幼稚園や高等学校を義務教育の対象とするなど義務教育の年限を延長すべきとの意見、義務教育への就学年齢を引き下げ5歳児からの就学とすべきとの意見なども出されたが、これらについては、学校教育制度全体の在り方との関係など慎重に検討すべき点があること、義務教育に関する意識調査の結果ではこれらの事項について賛成する割合が全体として低かったことなども踏まえ、今後引き続き検討する必要がある。

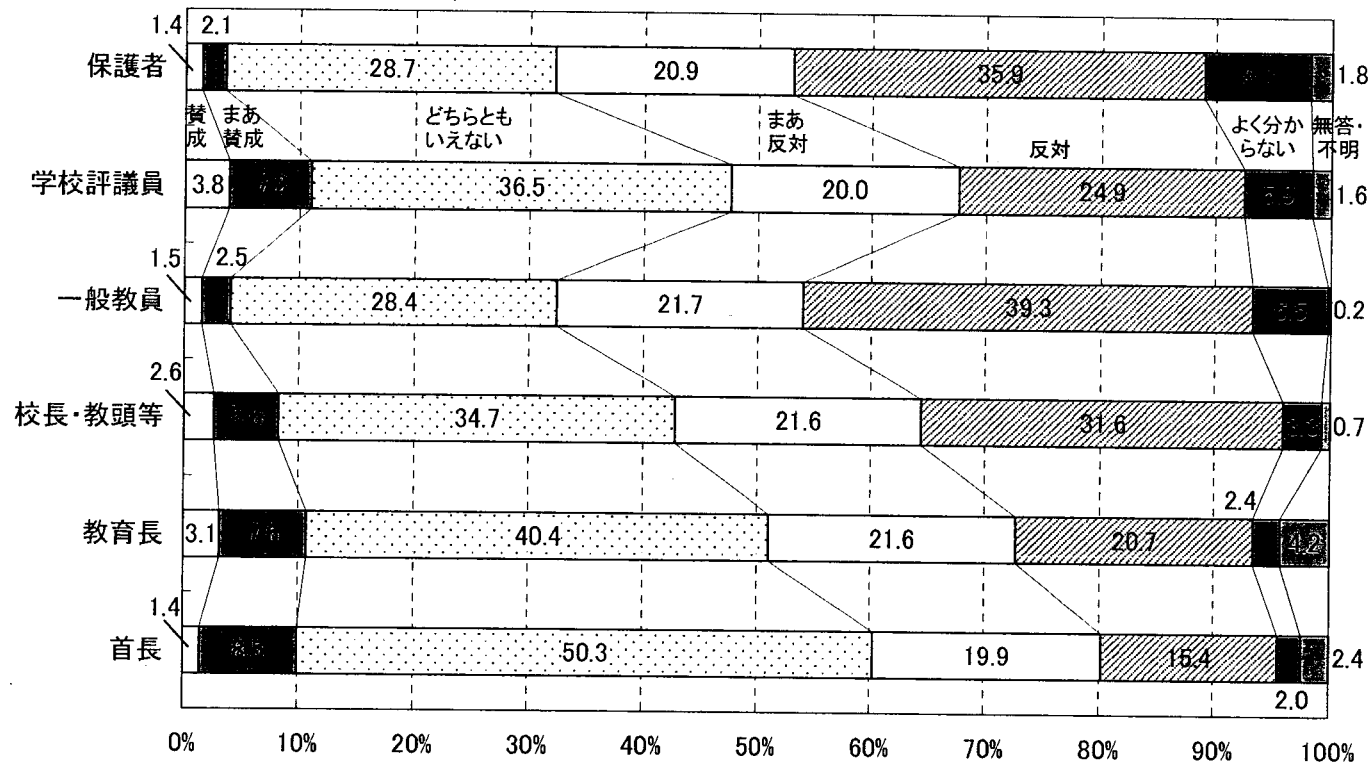
教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について

(平成19年3月10日中央教育審議会答申)(抄)

義務教育の年限については、これを延長すべきとの意見も出されたが、現在の制度は国民の間に定着しており、延長する場合には多額の財政負担が必要となることから、国民的合意を要する事項である。このため、学校教育制度全体の在り方も踏まえ、長期的な視点で検討する必要がある。

(26) 5歳児と義務教育に関する保護者等の意識

小学校への入学年齢を5歳にする

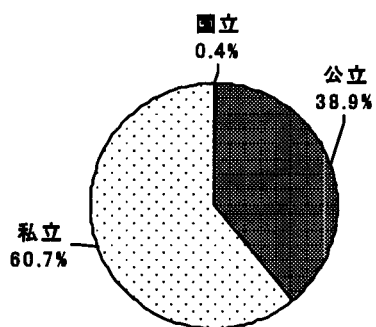


※ 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よく分からない」「無答・不明」の値(%)

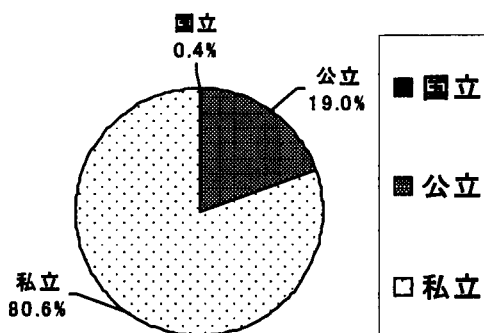
(出典)義務教育に関する意識調査 報告書(平成17年11月)(文部科学省委嘱調査)

(27) 国公立別幼稚園数・在園児数

国公立別幼稚園数の割合



国公立別在園児数割合(3~5歳児)



(平成20年5月1日現在、学校基本調査)

区分	合計	国立	公立	私立
幼稚園数(園)	13,626 100%	49 0.4%	5,301 38.9%	8,276 60.7%
在園児数				
計(人)	1,674,163 100%	6,374 0.4%	318,550 19.0%	1,349,239 80.6%
3歳児(人)	427,135 100%	1,265 0.3%	42,699 10.0%	383,171 89.7%
うち前年度間入園者数(人)	34,795 100%	0 0.0%	333 1.0%	34,462 99.0%
4歳児(人)	602,105 100%	2,572 0.4%	120,828 20.1%	478,705 79.5%
5歳児(人)	644,923 100%	2,537 0.4%	155,023 24.0%	487,363 75.6%
教員数(本務者)(人)	111,223 100%	335 0.3%	24,741 22.2%	86,147 77.5%

(注) ・四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。

(28) 経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針)(平成20年6月27日 閣議決定)(抄)

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

2. 未来を切り拓く教育

- ・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

(29) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」
(平成20年12月24日閣議決定)(抄)

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

(30) 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2~3 (略)